令和8年度第1回防災会議　資料8

柏市災害時受援計画【新旧対照表】

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
1	―	表紙		令和３年（2021年）６月策定 令和９年（2027年）３月改定	令和３年（２０２１年）６月	改定履歴修正
2	1ページ	第１章 総論	第１節 受援計画策定の趣旨	大規模災害が発生した場合，職員や庁舎の被災により行政機能が著しく低下する。このような状況下で，膨大な災害応急対策業務や被災者支援，さらには継続すべき通常業務に本市単独で対応することは，非常に困難であり，国，県，他自治体や民間企業，各種団体，ボランティア等からの多様な支援を円滑に受け入れ，最大限活用し，市民生活への影響を最小限とすることが重要である。 過去に発生した東日本大震災等の大規模地震においては，被災自治体の行政機能が大幅に低下する中で，被災地方公共団体だけでは十分な災害対応が困難になった一方で，広域的な受入れに対する運用方法や役割分担が明確に確立しておらず，外部からの応援を十分に活用できない事態や応援職員の派遣を断らざるを得ない状況も発生している。 このような教訓を踏まえ，平成24年６月には災害対策基本法の改正や，平成29年３月には，内閣府の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の策定が進められ，受援体制を効果的に機能させるためにあらかじめ定めておくものとして，災害時に必要な資源（人的資源・物的資源）の管理，受援を担当する組織の設置等が示された。また，同じく内閣府から「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和２年４月策定，令和７年４月改定）」が示され，受援計画を策定する上で留意すべき事項等が示されている。 本市では，大規模な災害時における行政機能の継続性の確保に向け，令和２年３月に「柏市業務継続計画＜地震編＞」（以下「業務継続計画」という。）を策定し，災害発生後に実施すべき非常時優先業務の選定及び人的資源・物的資源の分析を行った結果，本市の自助努力のみならず外部か	大規模災害が発生した場合，職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても，柏市としては膨大な災害応急対策業務や被災者支援等にも対応する必要があり，かつ，継続すべき通常業務にも対応する必要がある。そのためには，他の行政機関や民間企業，ボランティア等からの支援を最大限に活用し，市民生活への影響を最小限とすることが重要である。 過去に発生した東日本大震災や平成２８年熊本地震等では，職員や庁舎等が被災し，行政機能が大幅に低下する状況が発生したことにより，被災地方公共団体だけでは十分な災害対応が困難になった一方で，広域的な受入れに対する運用方法や役割分担が明確に確立しておらず，外部からの応援を十分に活用できない事態や応援職員の派遣を断らざるを得ない状況も発生した。 このような教訓を踏まえ，平成２４年６月には災害対策基本法が改正され，市町村が円滑に外部からの応援を受けられることができるよう配慮することとされた。平成２９年３月には，被災地方公共団体が災害時の応援受入れを円滑に行えるよう，内閣府の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定され，受援体制を効果的に機能させるためにあらかじめ定めておくものとして，災害時に必要な資源（人的資源・物的資源）の管理，受援を担当する組織の設置等が示された。また，同じく内閣府から「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和２年４月）」が策定され，受援計画の一例が示されている。 このような中，本市では，大規模な災害時の行政機能の継続性の確保に向け，令和２年３月に「柏市業務継続計画＜　地震編＞　」を策定し，災害発生後に実施すべき非常時優先業務の選定を行	国の動向等を踏まえた内容修正

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
				らの応援が必須であることが明らかとなった。 以上のことから，大規模災害発生時に外部からの応援を円滑に受け入れ，人的資源・物的資源を非常時優先業務に効果的に配置し，業務継続計画の実行性を担保することを目的として本計画を策定するものである。	うとともに，当該業務に必要な人的・物的資源の分析を行ったところ外部からの応援が必要であることが明らかとなった。 以上の状況を踏まえ，本市で大規模災害が発生した場合に外部からの応援を円滑に受け入れることを目的として，「柏市災害時受援計画」（以下「計画」という。）を策定するものである。	
3	2 ページ	第 1 章 総論	第 2 節 受援計画の位置付け	本計画は，柏市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の下位計画であり，業務継続計画を補完する計画として位置付ける。 受援対象となる業務は，業務継続計画で定める非常時優先業務のうち，各部局等が選定する本市職員が庁内で相互応援等の支援を行っても対応することができない業務を対象とする。	受援計画は，柏市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の階計画であり，柏市業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）を補完する計画として位置付ける。 受援対象となる業務は，業務継続計画で定める非常時優先業務及び継続が必要な通常業務のうち，各部局等が選定する本市職員が庁内で相互応援等の支援を行っても対応することができない業務を対象とする。	用語の修正
4	3 ページ	第 1 章 総論	第 3 節 国・千葉県の動きを踏まえた受援体制	また，震度 6 弱以上の地震を観測した場合は，原則として発災後 12 時間以内に，本市のトップマネジメントの稼働状況や人的・物的体制の参集・損壊状況等について，「市町村行政機能チェックリスト（千葉県大規模災害時応援受援計画様式 6）」を取りまとめ，千葉県へ報告する。これにより，発災直後から本市の被害・行政機能の低下状況を県及び国と迅速に共有し，必要な応援を円滑に受けるための初動受援体制を確保する。	（新設）	県計画等を踏まえ新設

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
5	4 ページ	第 1 章 総論	第 3 節 国・千葉県の動きを踏まえた受援体制	 【様式　市町村行政機能チェックリスト】	（新設）	県計画等を踏まえ新設
6	5 ページ	第 1 章 総論	第 4 節 受援計画の適用	大規模災害発生時に本市の人的・物的資源が不足し，業務継続計画の実行に支障をきたすおそれがある場合，受援計画を適用し，応援要請を行い受援体制を確立する。	大規模災害発生時に人的資源・物的資源が不足する場合，受援計画を適用し，応援要請を行う等受援体制を確立する	用語の修正
7	5 ページ	第 1 章 総論	第 4 節 受援計画の適用	1　適用要件 (1) 地域防災計画で想定している大規模災害が発生し，本市災害対策本部が設置され，災害対策本部長（市長）（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合。 (2) 上記に満たない災害であっても，市長が特に必要と認めた場合。	1　適用要件 (1) 柏市地域防災計画で想定している大規模災害が発生し，本市災害対策本部が設置され，本部長が必要と認めた場合。 ※ 応援の受入れに係る個別計画等（各部局等対応）を別途定めている場合は，当該計画等を優先する。	適用範囲を明確化するため修正
8	5 ページ	第 1 章 総論	第 4 節 受援計画の適用	2　受援想定期間 災害対応等により市内に混乱が予想される発災時から 1 か月を目安とし，可能な限り早期に本市主体の体制へ移行（応援の受入れを終了）できるよう努める。ただし，災害規模や被災状	2　受援想定期間 災害対応等により市内に混乱が予想される発災時から 1 か月を目安とし，可能な限り早期に応援の受入れを終了させることができるよう努める。しかし，災害規模や被災状況等によって	用語の修正

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
				況等によっては，必要に応じ，１か月以降の受入れを継続する。	は，必要に応じ，１か月以降の応援受入れも想定する。	
9	5 ページ	第 1 章 総論	第 4 節 受援計画の適用	3　長期化への対応 大規模災害への対応は，被害が甚大かつ広範囲にわたるため，復旧・復興への取組は長期化する場合が多く，職員の疲労蓄積が懸念される。 市は活動の長期化を見込み，職員の健康・安全面を考慮したローテーション勤務を実施する。応援に来た他自治体職員には，ローテーション勤務の実施に関する理解を求めるとともに，実施にあたっては，業務の内容やこれまでの経緯等を把握している本市職員が一度に入れ替わることがないように，業務の継続性が確保された引継ぎ体制を構築する。	3　長期化への対応 大規模災害への対応は，被害が甚大かつ広範囲にわたることが想定され，復旧・復興への取組は長期化する場合が多い。また，多くの災害への対応のため，ほとんどの職員が発災から休みなく活動することになるため，職員の健康・安全面を考慮した対応が必要となる。 災害対策本部及び総務部応援受援窓口を中心に，各部局等は活動の長期化が見込まれた時点で，職員間のローテーションにより職員の健康管理を図りながら対応していく。応援に来た他自治体等の職員やボランティア（職員ＯＢ，ＯＧs 含む）等に，市職員でカバーしきれない部分の対応を依頼することに理解を求める。また，それに合わせ，業務の内容やこれまでの経緯等を把握している市職員が一度に入れ替わることがないように，業務の継続性を意識したローテーションを検討する。	用語の修正
10	5 ページ	第 1 章 総論	第 4 節 受援計画の適用	4　外部からの応援種類別受入れ想定時期 （中略） （削除）	4　外部からの応援種類別受入れ想定時期 （中略） ※国プッシュ型支援 大規模災害発生当初は，被災自治体において正確な情報把握に時間を要すること，民間供給能力が低下することが懸念されることから，被災自治体のみでは必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。このため，国が被災都道府県からの具体的な要請を待たないで，避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し，被災地に物資を緊急輸送する一連の支援のこと。	用語注釈に変更
11		第 2 章 受援体制の整備		（削除）	柏市における庁内全体の応援受援担当者，各部局の応援受援担当者及び千葉県の体制については，下表のとおり。 柏市の各受援担当者	受援体制の見直しによる修正

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由

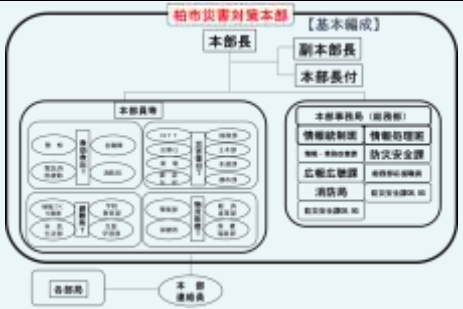
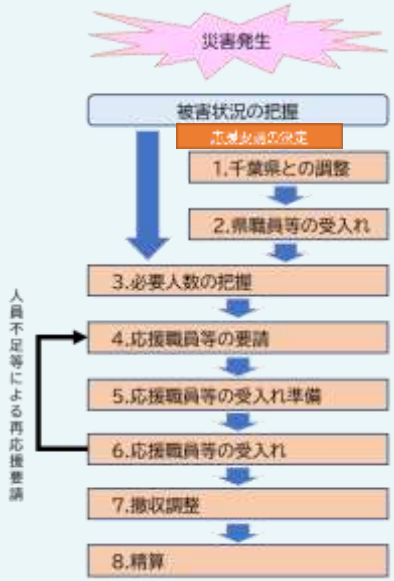
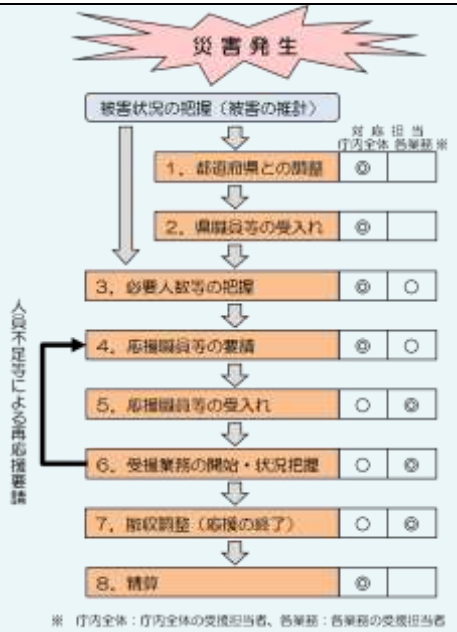
旧（現行計画の記載文）

分類	業務名	区分	担当部署・職名・担当	連絡先（内線）
庁内全体の応援受援担当者	応援受援窓口	責任者	総務部　人事課　課長	771-271
		応援受援担当者	総務部　人事課　副参事，統括Ｌ	771-271，272，278
			総務部　人事課　人事担当	771-272，278
各部局の応援受援担当者	災害マネジメント	責任者	総務部　防災安全課　課長	771-308
		応援受援担当者	総務部　防災安全課　危機管理統括・防災担当	771-307，311
	避難所運営	責任者	・地域づくり推進部　地域支援課 （統括）スポーツ課　課長	771-360 771-259
			・市民生活部（藤ヶ谷区民館） 沼南支所　支所長	775-801
			・都市部（リフレッシュプラザ柏）　公園緑地課　課長	772-457
			・学校教育部（各小中高等学校） 学校教育課　課長	775-960
			・生涯学習部 ○（県立高校，大学，私立高校） 教育総務課　課長	775-891
			○（青少年センター）生涯学習課 課長	775-895
			○（中央公民館）中央公民館　館長	778-310
			・保健福祉部（柏寿荘等） 高齢者支援課　課長	771-397
		応援受援担当者	・地域づくり推進部（統括） 地域支援課，スポーツ課　副参事	771-259
			・市民生活部（藤ヶ谷区民館） 沼南支所　総務担当	775-803
			・都市部（リフレッシュプラザ柏）　公園緑地課　総務担当	772-493
			・学校教育部（各小中高等学校） 学校教育課　統括リーダー 児童生徒課　統括リーダー	775-849 775-854
			・生涯学習部 ○（県立高校，大学，私立高校） 教育総務課　総務企画担当	775-892
			○（青少年センター）生涯学習課 青少年育成担当	775-912
			○（中央公民館）中央公民館 管理・事業担当	778-314
			・保健福祉部（柏寿荘等） 高齢者支援課　いきがい施設担当	771-454

<table>
<tr><th>No.</th><th>ページ
（改定案）</th><th>章</th><th>節</th><th>新（改定計画案の記載文）</th><th>旧（現行計画の記載文）</th><th>備考・修正理由</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>障害福祉課</td><td>771-116</td></tr>
<tr><td>災害廃棄物処理</td><td>責任者</td><td>環境部廃棄物政策課</td><td>771-423</td></tr>
<tr><td></td><td>応援受援担当者</td><td>環境部廃棄物政策課　清掃施設整備室　施設整備・災害廃棄物対策担当</td><td>771-529</td></tr>
<tr><td>住家被害認定調査</td><td>責任者</td><td>財政部資産税課　課長</td><td>771-340</td></tr>
<tr><td></td><td>応援受援担当者</td><td>財政部資産税課　家屋担当・土地担当</td><td>771-342，344</td></tr>
<tr><td>罹災証明書交付</td><td>責任者</td><td>財政部資産税課　課長</td><td>771-340</td></tr>
<tr><td></td><td>応援受援担当者</td><td>財政部資産税課　庶務担当</td><td>771-341</td></tr>
</table>
千葉県の連絡窓口
<table>
<tr><th>分類</th><th>業務名</th><th>区分</th><th>担当部署・職名・担当</th><th>連絡先（内線）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">千葉県災害対策本部</td><td rowspan="2">応援受援班</td><td>責任者</td><td>応援受援班長</td><td>043-223-2180</td></tr>
<tr><td>受援担当者</td><td>応援受援班</td><td>043-223-2163
FAX
043-222-5208</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>分類</th><th>業務名</th><th>区分</th><th>担当部署・職名・担当</th><th>連絡先（内線）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">千葉県（平常時）</td><td rowspan="2">防災政策課</td><td>責任者</td><td>政策室長</td><td>043-223-2180</td></tr>
<tr><td>受援担当者</td><td>政策室（応援受援計画担当）</td><td>043-223-2163
FAX
043-222-5208</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>12</td>
<td>6 ページ</td>
<td>第 2 章
受援体制の整備</td>
<td>第 1 節
基本方針</td>
<td>大規模災害時において，多種多様な人的・物的支援を迅速かつ的確に受け入れ，非常時優先業務へ効果的に配置するためには全庁的な調整窓口と</td>
<td>発災直後から復旧・復興の段階に至るまで，様々な分野・職種で人的支援が必要となる。</td>
<td>受援体制の見直しによる修正</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>ページ
（改定案）</th><th>章</th><th>節</th><th>新（改定計画案の記載文）</th><th>旧（現行計画の記載文）</th><th>備考・修正理由</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>現場の受入窓口の連携が不可欠となる。
　本市では，災害対策本部会議での応援要請決定後に，4 災害対策本部の総合調整室に全庁的な調整を担う受援調整班を設置するとともに，各非常時優先業務を所管する部局に受援担当窓口を配置し，組織横断的な受援体制を構築する。
　なお，第 1 章第 4 節 1 適用要件(2)の場合は，受援調整班の機能を総務部（人的）・経済産業部（物的）が担う。※人的支援のうちボランティア全般は福祉部が担う。</td><td>　そのため，人的支援が必要となる業務を的確に把握し，速やかに応援の手続を行う必要がある。また，大規模災害発生時には，本市の要請を待たずに，千葉県から連絡員や応援職員が派遣される場合もあるため，人的支援の受入れ体制について，平常時から整備を進める必要がある。
　そこで，災害発生時に人的支援の受入れを円滑に実施するため，受援業務の応援要請・受入れの手順や受入れに係る役割分担を明確化する。</td><td></td></tr>
<tr><td>13</td><td>6 ページ</td><td>第 2 章
受援体制の整備</td><td>第 2 節
受援調整班の組織</td><td>1　受援調整班（人的）の組織
(1) 受援調整班（人的）に班長，副班長及び班員を置く。
(2) 班長，副班長及び班員は，あらかじめ指名した者をもって充てる。
(3) 本部長は，必要と認めるときは，班員を追加して指名する。
2　受援調整班(物的)の組織
(1) 受援調整班（物的）に班長，副班長及び班員を置く。
(2) 班長及び副班長は，あらかじめ指名した者をもって充てる。
(3) 本部長は，必要と認めるときは，班員を追加して指名する。</td><td><table><tr><th></th><th>主な役割</th></tr><tr><td>庁内全体の応援受援担当者</td><td>1　千葉県や応援職員等，派遣機関との応援職員等の受入れ調整に関すること
2　各部局（業務）の応援受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関すること
3　各部局（業務）の人的応援の取りまとめに関すること
4　受援に関する庁内全体の調整会議の運営に関すること</td></tr></table></td><td>• 現行計画の第 3 章第 1 節，応援受援担当者の役割から移設
• 受援体制の見直しによる修正</td></tr>
<tr><td>14</td><td>6 ページ</td><td>第 2 章
受援体制の整備</td><td>第 3 節
受援調整班の役割と担当業務</td><td>　受援調整班には，応援の受入れの調整窓口として「庁内関係各課と調整する」ことをはじめ，どれだけの人的・物的資源の応援ニーズがあるかを把握し，また，応援の受入れ状況に応じ，今後調達すべき資源を見積もり，整理する等の多岐に渡る役割がある。
　ただし，各課等において応援受援の体制が構築されている業務については，当該各課等が調整窓口を担い，受援調整班は受援状況の共有を受ける。
1　受援調整班（人的）の担当業務
(1) 応援自治体等との連絡調整に関する総合窓口
(2) 人的応援の提供に係るニーズの把握等の各対策部との連絡調整</td><td>（新設）</td><td>受援体制の見直しによる修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>ページ
（改定案）</th><th>章</th><th>節</th><th>新（改定計画案の記載文）</th><th>旧（現行計画の記載文）</th><th>備考・修正理由</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>（3）各業務等のニーズに基づく人的応援の要請，情報発信
（4）人的応援の申し出の受付及び記録，管理
（5）人的応援等に係る全体調整会議の開催
（6）応援職員が円滑に活動するための環境整備・支援
（7）その他応援職員の受入れ及び活動支援に係る情報の収集・提供
2　受援調整班（物的）の担当業務
（1）物資供給元との連絡調整に関する総合窓口
（2）物的応援等の提供に係るニーズの把握等の各対策部との連絡調整
（3）各業務等のニーズに基づく物的応援の要請，情報発信
（4）物資支援の申し出の受付及び記録，管理
（5）物資の調達・配分等に係る定期的な全体調整会議の開催
（6）物資集積拠点・物流拠点の円滑な運営管理に向けた環境整備・支援
（7）その他物的応援の受入れ及び拠点運営に係る情報の収集・提供</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>15</td><td>7ページ</td><td>第2章
受援体制の整備</td><td>第4節
各受援担当業務の受援担当窓口の設置と役割</td><td>各受援対象業務に受援担当者（以下，「受援担当者」）を複数名置く。受援担当者は，各業務における人的・物的資源ニーズを把握するとともに受入れ状況を整理し，受援調整班と連絡調整する。また，他の自治体等の応援側の担当者と受入れや役割分担について調整する。
1　受援担当者の担当業務
（1）応援職員・物資等の受入れ
（2）受援調整班（人的または物的）との連絡及び調整
（3）応援職員・物資等の連絡及び調整
（4）その他円滑な受入れに係る環境整備</td><td><table><tr><th></th><th>主な役割</th></tr><tr><td>各部局（業務）の応援受援担当者</td><td>1　庁内全体の応援受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関すること
2　各部局における応援職員等の受入れに関すること（状況把握，サポート等）</td></tr></table></td><td>• 現行計画の第3章第1節，応援受援担当者の役割から移設
• 受援体制の見直しによる修正</td></tr>
</table>

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
16	7 ページ	第 2 章 受援体制の整備	第 4 節 各受援対象業務の受援担当窓口の設置と役割			受援体制の見直しによる修正
17	8 ページ	第 3 章 人的支援の受入れ	第 1 節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ	本市における，災害発生後の応援職員等の受入れの基本的な流れを示す。	本市における，災害発生後の応援職員等の受入れの基本的な流れ及び各部局の主要な内容を示す。	用語の修正
18	8 ページ	第 3 章 人的支援の受入れ	第 1 節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ			受援体制の見直しによる修正

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
19	9ページ	第3章 人的支援の受入れ	第1節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ	1　千葉県との調整 (1) 市は，被災状況や職員の参集状況等を踏まえ，県に対し，応援の必要性並びに必要な応援内容及び応援規模等を相談する。 (2)　市は，応援職員等の要請や災害マネジメントについて不安のある場合は，県と調整の上，それらに関して知見のある県職員や被災市区町村応援職員確保システムに基づいた総括支援チームの派遣を要請する。	1　千葉県との調整【庁内全体】 (1) 庁内全体の応援受援担当者は，被災状況や職員の参集状況などを踏まえ，県（派遣されているリエゾンも含む）に対し，応援の必要性並びに必要な応援内容及び応援規模等を相談する。 (2)　応援職員等の要請や災害マネジメントについて不安のある場合は，千葉県と調整の上，それらに関して知見のある都道府県職員や被災市区町村応援職員確保システムに基づいた総括支援チームの派遣を要請する。	用語の修正
20	9ページ	第3章 人的支援の受入れ	第1節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ	2　県職員等の受入れ 市は，県職員等の受入れにあたって必要となる執務スペースを確保し，受入れ環境を準備する。	2　県職員等の受入れ【庁内全体】 庁内全体の応援受援担当者は，県職員等の受入れにあたって必要となる執務スペースを確保し，受入れ環境を準備（受援シートにより事前に整理）する。	• 用語の修正 • 第3章第2節に受入れ環境の整備に関することを新設
21	9ページ	第3章 人的支援の受入れ	第1節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ	3　必要人数等の把握 受援担当者は，あらかじめ受援対象業務の実施に必要な応援人数を見積り，受援調整班（人的）に報告する。	3　必要人数等の把握【庁内全体（各部局）】 (1) 庁内全体の応援受援担当者は，必要に応じて県職員等の助言等を受けながら，各部局の応援受援担当者に対し，応援側に求める業務内容等と必要人数（正確な値を求めることが困難な場合は，その時点で必要と考えられる大まかな人数）を整理するよう依頼する。 (2) 各部局の応援受援担当者は，受援シートの「応援職員等の要請人数の考え方」及び「柏市業務継続計画（地震編）」等を参考に，庁内で動員できる職員等も考慮して必要な応援人数を見積もる。	業務内容の見直しによる修正
22	9ページ	第3章 人的支援の受入れ	第1節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ	4　応援職員等の要請 (1) 受援調整班（人的）は，受援対象業務，必要な応援人数を取りまとめ，本部長の承認を受け，受援方針を受援担当者に伝達する。 (2) 受援担当者は定められたルール等に基づき県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。	4　応援職員等の要請【庁内全体（各部局）】 庁内全体の応援受援担当者は，各部局の応援受援担当者から報告があった，応援が必要な業務内容等と人数を取りまとめ，市長の承認のもと，都道府県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。なお，あらかじめ定められたルール等に基づき各部局の応援受援担当者が要請を行う場合には，庁内全体の応援受援担当者と情報共有する。	業務内容の見直しによる修正
23	9ページ	第3章	第1節	5　応援職員等の受入れ準備	（新設）	業務内容の見直しによる修正

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
		人的支援の受入れ	応援職員等の受入れに関する基本的な流れ	受援担当者は，あらかじめ定められた活動拠点，資機材，指針・手引き等を準備する。		
24	9 ページ	第 3 章 人的支援の受入れ	第 1 節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ	6　応援職員等の受入れ (1) 受援担当者は，応援職員等が到着した際，速やかに受付を行い，団体名，氏名，活動期間，宿泊場所等を明記した「応援職員等名簿」を作成・管理する。 (2) 受援担当者は，応援職員等が行う業務の目的や手順，安全管理上の注意事項等について説明を行い，状況認識の統一を図る。 (3) 受援担当者は，応援職員等と定期的に打合せを行い，災害対策本部の方針や指示を伝え情報共有を図るとともに，応援職員等による活動状況等を確認し，必要に応じて改善に努める。 　なお，本市職員と応援職員間における連絡調整や状況報告については，オンラインコミュニケーションツールを活用し，リアルタイムな情報共有と意思疎通の円滑化に努める。 (4) 受援担当者は，受援調整班（人的）に定期的に進捗状況等を報告する。 (5) 受援調整班（人的）は，応援職員等の代表者等が市の災害対応全般を把握する機会として，必要に応じて，災害対策本部会議への出席を依頼する。	5　応援職員等の受入れ【各部局（庁内全体）】 (1) 各部局の応援受援担当者は，応援職員等が円滑に活動できるよう事前に受援シ　ートで定めている執務スペース（活動拠点），資機材等や被災地の地図，各種マニュアル等を準備する。 (2) 各部局の応援受援担当者は，応援職員等を受け入れる際には庁内全体の応援受援担当者と情報共有する。 (3) 各部局は，応援職員等が到着した際，最初の打合せにおいて，被災地の状況や業務内容等を受援シートなども活用しながら説明（※）する。 【説明事項】 ①現在の状況　②関係者のリストや連絡先　③執務場所，休憩場所　④必要な資源の確保方法　⑤働く期間・一日のスケジュール　⑥想定される危険や安全確保方法　⑦業務の「内容」（何をするのか），「目的」（なぜ，それをするのか），「ゴール」（業務終了時，どのようになっていれば良いのか）等 6　受援業務の開始・状況把握【各部局（庁内全体）】 (1) 各部局の応援受援担当者は，応援職員等と業務を始めるにあたり，業務を円滑に進めるため，業務の実施方針や見通しについて調整を行う機会を設けるなど状況認識の統一を図るよう努める。 (2) 各部局の応援受援担当者は，応援職員等と定期的に打合せを行い，市の災害対策本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに，応援職員等による活動状況などを確認し，必要に応じて改善に努める。	業務内容の見直しによる修正

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
					（3）庁内全体の応援受援担当者は，応援職員等の代表者等が市の災害対応全般について把握する機会として，災害対策本部会議への出席を依頼する。	
25	10 ページ	第 3 章 人的支援の受入れ	第 1 節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ	7　撤収調整（受援の終了） 受援担当者は，受援対象業務の進捗状況を踏まえて，応援の終了時期を検討した上で，受援調整班（人的）及び応援職員等と協議し，各者了解のもとで応援の終了時期を決定する。	7　撤収調整（応援の終了）【各部局（庁内全体）】 各部局の応援受援担当者は，受援業務の進捗状況を踏まえて，応援の終了時期を検討した上で，応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を決定する。 応援の終了を決定する場合は，庁内全体の応援受援担当者と情報共有する。	業務内容の見直しによる修正
26	10 ページ	第 3 章 人的支援の受入れ	第 1 節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ	8　精算 受援調整班（人的）は，都道府県や応援職員等派遣機関と調整のうえ，実費・弁償の手続きを行う。	8　精算【庁内全体】 都道府県や応援職員等派遣機関と調整のうえ，実費・弁償の手続きを行う	業務内容の見直しによる修正
27	10 ページ	第 3 章 人的支援の受入れ	第 2 節 受け入れ環境の整備	応援職員等の受入れにあたり，衣食住については応援側自治体等における「自己完結」を基本とする。しかしながら，被災状況によっては応援自治体等における衣食住の確保が困難となる場合が想定される。そのため，本市においては，応援職員等が到着後速やかに能力を発揮してもらえるよう，平時から業務や活動を実施するためのスペースや資機材の確保及び維持管理の検討に努めるものとする。 1　受入環境の整備 （1）執務スペースの確保 受援調整班（人的）は，被災市町村の災害マネジメントを支援するため派遣される県職員，総括支援チームその他応援職員等を受け入れることを想定した執務スペースを確保する。 また，受援担当者は，受援調整班（人的）と調整し，各受援対象業務ごとに応援職員等を受け入れる際に必要となる執務スペースを確保する。	（新設）	国のガイドライン等を踏まえ修正

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
				なお，執務スペースの確保にあたっては，感染症対策を考慮の上，確保に努めるものとする。 (2) 駐車スペースの確保 受援担当者は，受援調整班（人的）と調整し，応援車両等のための駐車スペースを確保する。 (3) 宿泊場所 ア 宿泊可能施設のリスト化 応援職員等に対して迅速に紹介できる，ホテル・旅館等の宿泊場所のリスト化を進める イ 公共施設の活用及び広域活動拠点（ベースキャンプ）等の設置検討 宿泊場所の確保が困難な場合には，避難所となっていない公共施設や庁舎等の空きスペース，会議室等を宿泊場所として提供できるよう検討する。 なお，検討にあたっては，女性職員も安全・安心に活動できるよう女性専用の宿泊スペース，更衣室・テントの設置等の環境を整備することを踏まえ検討する。 さらに，甚大な被害により市内での宿泊施設の確保が著しく困難な場合に備え，国や県と連携した広域的な活動拠点（ベースキャンプ）の設置や，キャンピングカー・トレーラーハウス等の移動型宿泊施設の活用について，関係機関との調整等の準備に努める。 (4) 情報通信・連絡環境の整備 応援職員の受入れ時に迅速かつ確実な情報共有を図るため，アカウント管理や運用ルール等を平時から整理し，円滑な運用環境の整備に努める。 2 健康管理・安全面への配慮 不慣れな環境で活動する応援職員等の心身の負担を軽減するため，市職員と同様に，安全衛生管理や定期的な休憩の取得，ローテーション		

<table>
<tr><th>No.</th><th>ページ（改定案）</th><th>章</th><th>節</th><th>新（改定計画案の記載文）</th><th>旧（現行計画の記載文）</th><th>備考・修正理由</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>勤務の実施等，メンタルヘルス等に配慮した環境整備を行うものとする。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>28</td><td>12 ページ</td><td>第４章
受援対象業務</td><td>第１節
受援対象業務選定の考え方</td><td>大規模災害発生時に外部からの人的支援が必要となる業務を受援対象業務として整理した。「柏市業務継続計画＜地震編＞」等により定めた業務のうち，各部局等の人員状況や過去の災害経験等を勘案し，以下の基準により選定した。

※　受援対象業務の選定にあたっては，以下の条件により選定した。
・発災後の短期間に大量の人的・物的資源を必要とする業務
・経験や専門的スキルの必要な業務で，庁内組織の体制や能力だけでは実施が困難な業務（専門職が行う業務を含む）
・上記２つの条件には該当しないが，各部局として受援が必要と想定される業務

なお，消防局は，別途受援計画を策定しているため，受援対象業務の選定から除外した。また，自衛隊や緊急消防援助隊，DMAT 等，既に確立した支援枠組みのある受援対象業務は，本計画と十分に調整を図ることとする。</td><td>人的支援が必要となる業務を受援対象業務として整理した。
令和２年３月に策定した「柏市業務継続計画＜地震編＞」で定めた非常時優先業務（３８３業務（令和２年３月現在））のうち，各部局等の人員状況や過去の災害経験等を勘案して，受援対象と考えられる業務を選定（※）し，災害対応業務として，２６業務，優先的通常業務として３業務，合計２９業務を受援対象業務として選定した。

なお，消防局は，別途受援計画を策定しているため，受援対象業務の選定から除外した。
※　受援対象業務の選定にあたっては，以下の条件により選定した。
・柏市業務継続計画＜地震編＞の人員分析により，フェーズ２（発災後～１　週間）以降において，必要人員が１０人以上必要としている非常時優先業務（災害対応業務及び通常業務）
・東日本大震災等過去の災害経験から受援が想定される業務
・上記２つの条件には該当しないが，各部局として受援が必要と想定される業務</td><td>受援対象業務の見直しによる修正</td></tr>
<tr><td>29</td><td>12 ページ</td><td>第４章
受援対象業務</td><td>第１節
受援対象業務選定の考え方</td><td>業務継続計画の参集可能人数・必要人数（単位：人）
<table>
<tr><td>フェーズ</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td colspan="4">4</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>A～3時間</td><td>B～12時間</td><td>C～24時間</td><td>D～72時間</td><td>E～1週間</td><td>F～2週間</td><td>G～1か月</td></tr>
<tr><td>参集可能人員</td><td>561</td><td>943</td><td>1,216</td><td>1,971</td><td>2,115</td><td>2,273</td><td>2,273</td></tr>
<tr><td>非常時優先業務必要</td><td>1,811</td><td>1,791</td><td>1,539</td><td>2,229</td><td>2,365</td><td>2,442</td><td>3,503</td></tr>
</table></td><td>業務継続計画の参加可能人数・必要人数
<table>
<tr><td>フェーズ</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td colspan="4">4</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>A～3時間</td><td>B～12時間</td><td>C～24時間</td><td>D～72時間</td><td>E～1週間</td><td>F～2週間</td><td>G～1か月</td></tr>
<tr><td>参集可能人員</td><td>561</td><td>943</td><td>1,216</td><td>1,971</td><td>2,115</td><td>2,273</td><td>2,273</td></tr>
<tr><td>非常時優先業務に必要</td><td>1,793</td><td>1,899</td><td>1,554</td><td>2,330</td><td>2,440</td><td>2,175</td><td>1956</td></tr>
</table></td><td>柏市業務継続計画の改訂（令和６年８月）に伴う修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>ページ
（改定案）</th><th>章</th><th>節</th><th>新（改定計画案の記載文）</th><th>旧（現行計画の記載文）</th><th>備考・修正理由</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>人数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>過不足数（受援見込人数）</td><td>1,250</td><td>848</td><td>323</td><td>258</td><td>250</td><td>169</td><td>1,230</td></tr>
</table>
※参集可能人数の総数2,273人は，平成31年4月30日現在の消防局職員を除く職員数
</td><td>
<table>
<tr><td>人数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>過不足数（受援見込み人数）</td><td>1,232</td><td>956</td><td>338</td><td>359</td><td>325</td><td>−98</td><td>−317</td></tr>
</table>
※フェーズ２までは，業務に必要な人数が不足し，フェーズ３以降は，受援がなくても業務が継続される状況になるが，フェーズ１での人員不足がフェーズ３以降に大きく影響するものと思われるため，受援は継続する
</td><td></td></tr>
<tr><td>30</td><td>—</td><td>第４章
受援対象業務</td><td>第１節
受援対象業務選定の考え方</td><td>（削除）</td><td>２　受援対象業務の選定結果
各部局の受援対象業務数及び主な業務は以下のとおり。
(1)　各部局等の受援対象業務
<table>
<tr><th rowspan="2">部　局　等</th><th colspan="3">受援対象業務</th></tr>
<tr><th>災害対応業務</th><th>通常業務</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>災害対策本部</td><td>2</td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td>地区災害対策本部</td><td>※１（１）</td><td></td><td>（１）</td></tr>
<tr><td>総務部</td><td>※２（２）</td><td></td><td>（２）</td></tr>
<tr><td>企画部</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>財政部</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>地域づくり推進部</td><td>2</td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td>市民生活部</td><td>1</td><td></td><td>1</td></tr>
<tr><td>保健福祉部</td><td>3</td><td>1</td><td>4</td></tr>
<tr><td>保健所</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>こども部</td><td>5</td><td>2</td><td>7</td></tr>
<tr><td>環境部</td><td>1</td><td></td><td>1</td></tr>
<tr><td>経済産業部</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>都市部</td><td>5</td><td></td><td>5</td></tr>
<tr><td>土木部</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>会計課</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>水道部</td><td>3</td><td></td><td>3</td></tr>
<tr><td>議会事務局</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>選挙管理委員会事務局</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>監査事務局</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>農業委員会事務局</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>生涯学習部</td><td>2</td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td>学校教育部</td><td>1</td><td></td><td>1</td></tr>
</table>
</td><td>計画構成の見直しによる修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>ページ
（改定案）</th><th>章</th><th>節</th><th>新（改定計画案の記載文）</th><th>旧（現行計画の記載文）</th><th>備考・修正理由</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>中央公民館</td><td>1</td><td></td><td>1</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>２６</td><td>３</td><td>２９</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>31</td><td>13 ページ</td><td>第４章
受援対象業務</td><td>第２節
想定受援対象業務</td><td>主な受援対象業務は以下のとおり。
　なお，想定受援対象業務の具体的手順，執務場所，必要資機材，要請人数の考え方等については，業務ごとに別冊「受援シート」として整理している。発災時においては，受援対象業務番号及び担当部署に対応する別冊の受援シートを速やかに参照し，必要に応じて，受援手続及び受入準備を進めるものとする。
①災害対策本部運営・災害マネジメント
②避難所運営
③物資・物流
④建物・宅地等の応急危険度判定
⑤住家被害認定調査・罹災証明書発行
⑥被災者支援・相談業務
⑦住宅・インフラ応急復旧
⑧公共土木施設災害応急対策
⑨保健・医療・福祉
⑩環境・衛生（災害廃棄物処理を含む）
⑪応急給水
⑫その他</td><td>(2)　主な対象業務

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>業　務　名</th></tr>
<tr><td rowspan="11">災害対応業務</td><td>広報・広聴</td><td>①災害に係る相談に関すること</td></tr>
<tr><td>避難所の開設・運営</td><td>①避難所等の開設及び管理・運営，避難者の安全確保，食料及び救援物資等の受入れ配布，避難者への情報提供及び相談，避難所における要配慮者支援</td></tr>
<tr><td>福　祉</td><td>①在宅避難の要配慮者への支援
②災害時保育に関すること</td></tr>
<tr><td>医　療</td><td>①災害拠点病院（東京慈恵会医科大学付属柏病院）の開設及び運営に関すること
②災害医療協力病院（９か所）の開設・運営及び被災者の医療・助産・救護，避難所等での保健活動に関すること</td></tr>
<tr><td>保健衛生・防疫</td><td>①ごみの収集・処理に関すること
②動物救護活動等の実施に関すること</td></tr>
<tr><td>交通・輸送</td><td>①緊急輸送道路などの通行確保に関すること
②道路・橋梁等の道路施設の災害復旧に関すること</td></tr>
<tr><td>物　資</td><td>①集積場所の管理・運営及び義援品・救助物資等に関すること
②輸送拠点の管理・運営に関すること
③緊急生活必需物資及び食料品等の調達に関すること</td></tr>
<tr><td>住宅・建築</td><td>①被災宅地危険度判定の実施に関すること
②応急仮設住宅の建設・管理に関すること
③被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること</td></tr>
<tr><td>ライフライン</td><td>①公共下水道の災害復旧，下水処理場及びポンプ場，下水水路，排水路の災害復旧</td></tr>
</table>
</td><td>• 受援対象業務の見直しによる修正
• 受援シートの別冊化による見直し</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>ページ
（改定案）</th><th>章</th><th>節</th><th>新（改定計画案の記載文）</th><th>旧（現行計画の記載文）</th><th>備考・修正理由</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>経済・産業</td><td>①農作物，家畜等の被害調査及び被災者の救援に関すること</td></tr>
<tr><td>優先的通常業務</td><td>①固定資産税（土地・家屋・償却）の減免調査
②精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出・移送，市長同意，応急入院届出受理に関する業務
③戸籍の届出に関する業務
④埋火葬許可証に関すること
⑤戸籍の記載及び管理に関すること
⑥住民基本台帳の整備に関すること
⑦高齢者虐待等居室確保事業に関すること
⑧緊急ショートステイ利用に関すること</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>32</td><td>14 ページ</td><td>第５章
応援団体別の受援体制</td><td></td><td>大規模災害においては，応援団体ごとに専門性や活動の枠組みが異なる。本市では，各応援団体の特性を理解した上で，速やかに地方公共団体，消防機関，自衛隊等の各応援団体へ応援要請を行うため，要請内容や受入手順について，以下のとおり定める。</td><td>地域防災計画に定められているとおり，大規模災害が発生し，本市が単独で対処することが困難であると判断された場合に，速やかに地方公共団体，消防機関，自衛隊等の各応援団体へ応援要請を行うため，要請内容や受入手順について，以下のとおり定める。</td><td>用語修正</td></tr>
<tr><td>33</td><td>14 ページ</td><td>第５章
応援団体別の受援体制</td><td>第１節
地方公共団体</td><td>１　自治体間相互応援協定に基づく受援
本部長は，災害時相互応援に関する協定を締結している自治体に対し応援要請を行うことができる。なお，対象業務，要請手続き，要請事項は各協定の定めによるものとする。
<table>
<tr><th>協定名称</th><th>協定締結先</th></tr>
<tr><td>災害時における千葉県内市町村間の相互</td><td>千葉県及び県内市町村</td></tr>
<tr><td>災害時における東葛飾地域市間の相互応援に関する基本協定書</td><td>市川市，船橋市，松戸市，野田市，流山市，我孫子市，鎌ケ谷市，浦安市</td></tr>
<tr><td>災害時における相互応援に関する協定</td><td>茨城県水戸市，神奈川県綾瀬市，福島県只見町，青森県つがる市</td></tr>
<tr><td>中核市災害相互応援協定</td><td>全国各中核市（全国62市）</td></tr>
</table>
（削除）</td><td>(1)　自治体間相互応援協定に基づく受援
本市では，大規模な災害が発生した場合に備えて，以下のような自治体間との災害時相互応援に関する協定を締結しているので，状況に応じて要請を行う。
<table>
<tr><th>協定名称</th><th>協定締結先</th></tr>
<tr><td>災害時における千葉県内市町村間の相互応援</td><td>千葉県及び県内市町村</td></tr>
<tr><td>災害時における東葛飾地域市間の相互応援に関する基本協定書</td><td>市川市，船橋市，松戸市，野田市，流山市，我孫子市，鎌ヶ谷市，浦安市</td></tr>
<tr><td>災害時における相互応援に関する協定</td><td>茨城県水戸市，神奈川県綾瀬市，福島県只見町，青森県つがる市</td></tr>
<tr><td>中核市災害相互応援協定</td><td>全国各中核市（全国71市）</td></tr>
</table>
ア　応援要請できる内容</td><td>• 用語及び数値の修正
• 要請内容は個別協定によるため，計画から削除</td></tr>
</table>

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
					応援要請できる内容は，協定により異なる部分はあるが，概ね以下のとおりである。 (ｱ) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣 (ｲ) 食料，飲料水及び生活必需物資また，その供給に必要な資器材の提供 (ｳ) 医療救護班の派遣，医療，貿易，施設の応急復旧等に必要な資器材の提供 (ｴ) 救援及び復旧活動に必要な車両等の提供 (ｵ) ボランティアの斡旋 (ｶ) 避難所，避難場所（収容施設）の提供 (ｷ) 被災傷病者の受入れ (ｸ) 遺体の火葬のための施設の提供 (ｹ) ごみ，し尿等の処理のための施設の提供 イ 応援要請手続き 各協定の定めるところにより応援要請を行うが，口頭，電話等により応援を要請し，後日，速やかに文書送付するものとする。 ウ 要請事項 要請する事項は，協定により異なる部分はあるが，概ね以下の事項を明らかにして行う。 (ｱ) 被害の概要 (ｲ) 物資等の品目，数量，受領場所等 (ｳ) 活動内容，要請人数，活動場所，期間等 (ｴ) その他必要な要請をするときは，要請の内容，活動場所，期間等 (ｵ) その他必要な事項 ※ 様式２ 「各自治体に対する応援要請」	
34	14 ページ	第５章 応援団体別の受援体制	第１節 地方公共団体	2 千葉県 本部長は，災害対策基本法の規定に基づき，千葉県知事（以下「知事」という。）に対し，応援を求め，または災害応急対策の実施を要請することができる。 （削除）	(2) 千葉県 本部長は，災害応急対策の実施のため，必要があるときは，災害対策基本法の規定に基づき，千葉県知事（以下「知事」という。）に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請することができる。 なお，要請は，以下に掲げる事項を明らかにして行う。 ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由	• 用語修正 • 災害発生時点の県要請内容に基づく内容のため削除

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
					イ　応援を必要とする期間 ウ　応援を希望する職種別人員並びに物資，資材，機械，器具等の品名及び数量 エ　応援を必要とする場所 オ　応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） カ　その他必要な事項 ※　様式３　「千葉県に対する応援要請書」	
35	14 ページ	第５章 応援団体別の受援体制	第１節 地方公共団体	３　他の市町村 (1) 応急対策職員派遣制度（総務省） 被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合，以下の体制で全国からの応援を円滑に受け入れる。 ア　避難所の運営，罹災証明書の発行等の災害対応業務の支援 避難所の運営や罹災証明書の発行等，膨大なマンパワーを要する非常時優先業務を実施するため，本市を原則１対１で継続的に支援する「対口支援団体（カウンターパート）」から，「対口支援チーム」を受け入れる。 イ　災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣） 災害対応の初動期等において，災害マネジメントについて支援が必要な場合，災害対応業務に知見のある「災害マネジメント総括支援員」等で構成される「総括支援チーム」を先遣隊として受け入れる。 （削除）	(3)　他の市町村 ア　被災市区町村応援職員確保システム (ｱ)　避難所の運営，罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援 本市が被災した場合には，千葉県に対して応援職員が必要である旨連絡する。その後，千葉県が被災地域ブロック幹事都道府県（※１）及び総務省に対し，千葉県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難である旨連絡した場合，被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣が，被災市区町村応援職員確保現地調整会議（※２）において検討される。 同会議が，被災市区町村応援職員確保調整本部（※３）に対し，本市に関する収集した情報を報告し，同調整本部にて，対口支援団体を決定する（第１段階支援）。 (ｲ)　災害マネジメントの支援（「総括支援チーム（※４）」の派遣） 被災市区町村応援職員確保調整本部からの派遣の依頼を受けた地方公共団体から，総括支援チーム派遣のための調整が完了し次第，速やかに本市へ派遣される。 ※１　地域ブロック幹事都道府県地域ブロック幹事都道府県 ・　地域ブロックとは，「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第１条に定めるブロックをいう。	• 国の制度変更を踏まえた修正 • 用語の修正

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
				(2) その他 災害応急対策の実施のため必要があるときは，災害時応援協定を締結していない市	千葉県は，関東ブロック（東京都　群馬県　栃木県　茨城県　埼玉県　千葉県　神奈川県　山梨県）に属している。 ・　地域ブロック幹事都道府県は，地域ブロック内の都道府県において年度ごとに輪番制で決められている。 ※２　被災市区町村応援職員確保現地調整会議 同会議は，被災都道府県，被災地域ブロック幹事都道府県，総務省，全国知事会，全国市長会，全国町村会及び指定都市市長会により基本的に構成され，第１段階支援援に関する調整，現地における情報収集，調整・収集した事項を被災市区町村応援職員確保調整本部に報告することを役割とする。 ※３　被災市区町村応援職員確保調整本部 同本部は，総務省，全国知事会，全国市長会，全国町村会及び指定都市市長会により構成され，応援職員の派遣に関する情報の収集・共有，総括支援チーム（イ参照）派遣団体の調整・決定，対口派遣団体の調整・決定を役割とする。 ※４　総括支援チームとは，地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員（※５）等で編成し，被災市区町村に派遣するチームをいう。 ※５　災害マネジメント総括支援員とは，被災市区町村の長への助言，幹部職員との調整，被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握，関係機関及び総務省との連携等を通じて，被災市区町村が行う災害マネジメントについて総括的に支援するために，地方公共団体が応援職員として派遣する者であり，災害マネジメント支援員は，それを補佐する者である。 イ　その他	

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
				町村に対しても，災害対策基本法の規定に基づき，応援を求めることができる。	中央連絡本部は，国内のいずれかの市区町村に対しても，災害応急対策の実施のため必要があるときは，災害対策基本法の規定に基づき市区町村に対し，応援を求めることができる。	
36	15 ページ	第５章 応援団体別の受援体制	第２節 消防機関	消防機関に係る受援は，千葉県内の消防力で対応できる場合は「千葉県消防広域応援基本計画」に基づくが，本計画では，柏市内及び千葉県内応援部隊の消防力では十分な対応ができない場合に発動される「千葉県緊急消防援助隊受援計画」，「柏市緊急消防援助隊受援計画」等に基づく，緊急消防援助隊（※）の受援について整理されている。 （削除）	２　消防機関 消防機関に係る受援は，千葉県内の消防力で対応できる場合は「千葉県消防広域応援基本計画」に基づくが，本計画では，柏市内及び千葉県内応援部隊の消防力では十分な対応ができない場合に発動される「千葉県緊急消防援助隊受援計画」，「柏市緊急消防援助隊受援計画」等に基づく，緊急消防援助隊（※）の受援について整理されている。 ※　平成７年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ，大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に，国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう，全国の消防機関相互による援助体制を構築するため，平成７年６月に創設された部隊。 その後，平成１５年６月の消防組織法改正により，緊急消防援助隊が法制化（平成１６年４月施行）されるとともに，大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設された。	用語注釈に変更
37	15 ページ	第５章 応援団体別の受援体制	第２節 消防機関	１　応援要請 地震，大規模火災等の災害が発生し，柏市内及び千葉県内の消防力では十分な対応が困難となるおそれがある場合，消防局は，災害の発生状況や被害状況等を把握し，緊急消防援助隊の応援要請の判断に必要な情報を災害対策本部へ提供する。 災害対策本部は，消防局から提供された情報その他の被害情報等を踏まえ，緊急消防援助隊の応援要請について総合的に判断し，本部長が緊急消防援助隊の応援要請を決定する。 消防局は，本部長の決定を受け，緊急消防援助隊の応援要請に係る関係機関との連絡調整その他必要な対応を行う。	１　応援要請 地震，大火災等の大規模な災害が発生し，柏市内及び千葉県内応援部隊の消防力では十分な対応ができない場合，消防局は消防対策本部員会議において，緊急消防援助隊の応援要請を決定し，本部事務局へ応援要請決定の連絡を行った後，知事に対して要請を行う。 ただし，知事に連絡を取ることができない場合は，消防庁長官に対して要請を行う。また，要請した段階で，本部長及び副本部長へ応援要請した旨の報告を行う。	約割りの適正化
38	15 ページ	第５章	第２節	２　受入準備	２　受入準備	受入体制の修正

<table>
<tr><th>No.</th><th>ページ
（改定案）</th><th>章</th><th>節</th><th>新（改定計画案の記載文）</th><th>旧（現行計画の記載文）</th><th>備考・修正理由</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>応援団体別の
受援体制</td><td>消防機関</td><td>消防局は，被災状況等を踏まえ，応援部隊の受入れに必要な活動拠点，燃料補給体制，宿営場所その他の受入環境を確保するなど必要な準備を行う。これらの確保に当たり，消防局のみで対応することが困難な場合又は関係部局が所管する施設・資源の使用その他全庁的な調整が必要な場合は，災害対策本部及び関係部局と連携して対応する。</td><td>応援要請を行った後，以下の通り受け入れ準備を行う。
（1）応援部隊に提供する資料の準備
（2）燃料補給体制及び食料品等調達体制の確保
（3）応援部隊到達ルートに係る優先道路の確保依頼
（4）宿営場所の確保</td><td></td></tr>
<tr><td>39</td><td>15 ページ</td><td>第５章
応援団体別の
受援体制</td><td>第２節
消防機関</td><td>3　宿営予定地域
応援部隊の宿営予定地域は，被災状況等を踏まえ，宿営スペースその他の受入条件を考慮して消防局が選定する。選定した地域が被災状況や利用状況等により使用できない場合は，必要に応じて代替地を選定する。また，宿営場所の確保又は利用に当たり，全庁的な調整が必要な場合は，災害対策本部及び関係部局と連携して対応する。</td><td>3）　宿営予定地域
<table><tr><th>連番</th><th>施　設　名　称</th><th>所　在　地</th><th>車両駐車可能数</th></tr><tr><td>1</td><td>大堀川防災レクリエーション公園</td><td>篠籠田字初音</td><td>５０台</td></tr><tr><td>2</td><td>沼南体育館</td><td>藤ヶ谷１９８０－１</td><td>４０台</td></tr><tr><td>3</td><td>あけぼの山農業公園</td><td>布施２００５－２</td><td>２５台</td></tr><tr><td>4</td><td>大津ヶ丘中央公園</td><td>大津ヶ丘２－１</td><td>２５台</td></tr><tr><td>5</td><td>手賀の丘公園</td><td>片山２７５</td><td>２２０台</td></tr></table></td><td>柔軟性の確保</td></tr>
<tr><td>40</td><td>15 ページ</td><td>第５章
応援団体別の
受援体制</td><td>第２節
消防機関</td><td>4　ヘリコプター臨時離着場一覧
第６章第３節２　ヘリコプター臨時離着場一覧を参照</td><td>(4)　ヘリポート一覧
第５章第４節５(2)　ヘリポート一覧を参照</td><td>用語の修正</td></tr>
<tr><td>41</td><td>16 ページ</td><td>第５章
応援団体別の
受援体制</td><td>第３節
自衛隊</td><td>1　派遣要請の判断
本部長は，災害が発生し，又はまさに発生するおそれがあり，応急措置を実施するため，次の三要素を満たす場合，知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するように求めることができる。これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し，必要と判断される場合に実施される。
また，通信の途絶等により，知事との連絡が不能な場合，市は自衛隊に災害の状況を通知することができる。通知を受けた自衛隊が，直ちに救援の措置をとる必要があると認めた場合も災害派遣（自主派遣）が実施される。
（三要素）
・公共性（こうきょうせい）
・公共の秩序を維持する観点において，妥当性があること。
・緊急性（きんきゅうせい）
・状況から見て，人命や財産の保護のために差し迫った必要性があること。
・非代替性（ひだいたいせい）</td><td>1　派遣要請の判断
本部長は，災害が発生し，又はまさに発生するおそれがあり，応急措置を実施するため，必要があると認めた場合，知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するように求めることができる。これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し，必要と判断される場合に実施される。
また，通信の途絶等により，知事との連絡が不能な場合，市は自衛隊に災害の状況を通知することができる。通知を受けた自衛隊が，直ちに救援の措置をとる必要があると認めた場合も災害派遣（自主派遣）が実施される。</td><td>判断要件の明確化</td></tr>
</table>

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
				・自衛隊の部隊等が派遣される以外に，他に適切な手段がないこと（警察や消防，自治体などの力だけでは対応できないこと）		
42	16 ページ	第５章 応援団体別の受援体制	第３節 自衛隊	２　派遣要請の手続 （1）知事へ要請する場合 本部長は，災害派遣となる事態が発生し，自衛隊の災害派遣の要請を依頼しようとする場合は，災害対策本部総合調整室長に命じて，県に以下の事項を明記した文書をもって行うものとする（1 部提出）。 （中略） （削除）	(2)　派遣要請の手続 ア　知事へ要請する場合 本部長は，災害派遣となる事態が発生し，自衛隊の災害派遣の要請を依頼しようとする場合は，本部事務局長（総務部長）に命じて，千葉県（危機管理課）に以下の事項を明記した文書をもって行うものとする（１部提出）。 （中略） ※　「柏市地域防災計画資料６－３」自衛隊の災害派遣要請について	市体制の変更及び用語の修正
43	16 ページ	第５章 応援団体別の受援体制	第３節 自衛隊	(2) 本部長から通知する場合（知事へ要請できない場合） 緊急避難，人命救助等の場合で，事態が窮迫し，知事に要請する暇がないとき，若しくは通信の途絶等により知事への要請ができないときは，直接，陸上自衛隊後方支援学校需品科部（松戸駐屯地）へ通報する。ただし，事後速やかに所定の手続きを行う。	イ　本部長から通知する場合（知事へ要請できない場合） 緊急避難，人命救助等の場合で，事態が窮迫し，知事に要請する暇がないとき，若しくは通信の途絶等により知事への要請ができないときは，直接，陸上自衛隊需品学校（松戸駐屯地）へ通報する。ただし，事後速やかに所定の手続きを行う。	機関名の修正

<table>
<tr><th>No.</th><th>ページ
（改定案）</th><th>章</th><th>節</th><th>新（改定計画案の記載文）</th><th>旧（現行計画の記載文）</th><th>備考・修正理由</th></tr>
<tr><td>44</td><td>17 ページ</td><td>第５章
応援団体別の
受援体制</td><td>第３節
自衛隊</td><td>第　　号
年　月　日

千葉県知事　　様

市町村長　　印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第１項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1　災害の情況及び派遣を要請する事由
(1)　災害の情況

(2)　派遣を要請する事由

2　派遣を希望する期間
年　月　日（　時　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3　派遣を希望する区域及び活動内容
(1)　活動希望区域

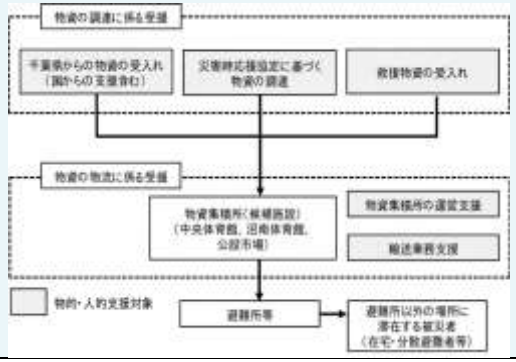
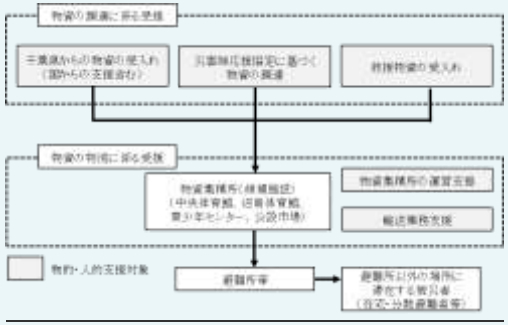
(2)　活動内容

4　その他参考となるべき事項

【様式：自衛隊の災害派遣要請について】</td><td>（新設）</td><td>様式の整備</td></tr>
<tr><td>45</td><td>18 ページ</td><td>第５章
応援団体別の
受援体制</td><td>第３節
自衛隊</td><td>3　災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容
<table><tr><th>項　目</th><th>活　動　内　容</th></tr><tr><td>被害状況の把握</td><td>車両，航空機等状況に適した手段によって，情報収集活動を行い，被害の状況を把握する。</td></tr><tr><td>避難の援助</td><td>避難命令等が発令され，避難，立ち退き等が行われる場合で必要があるときは，避難者の誘導，輸送等を行い，避難を援助する。また，地方公共団体等から避難者等の駐屯地等への受入れを求められた場合，駐屯地司令等は，受入可能な範囲で避難者等を受け入れ，避難者等に対して，所要の支援を実施するものとする。なお，避難者等については，原則として地方公共団体等からの要請に基づき受け入れるものとし，避難者等を受け入れる場合，駐屯地司令等は，地方公共団体等と同職員の駐屯地等への配置，避難所等への早期移管等を調整する。</td></tr><tr><td>遭難者等の捜索救助</td><td>行方不明者，負傷者等が発生した場合は，通常，他の救援活動に優先して捜索救助を行う。</td></tr><tr><td>水防活動</td><td>堤防，護岸等の決壊に対しては，土のう作成，運搬，積込み等の水防活動を行う。</td></tr></table></td><td>(3)　災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容
<table><tr><th>項　目</th><th>活　動　内　容</th></tr><tr><td>被害状況の把握</td><td>・車両，航空機等状況に適した手段によって，情報収集活動を行い，被害の状況を把握する。</td></tr><tr><td>避難の援助</td><td>・避難命令等が発令され，避難，立ち退き等が行われる場合で必要があるときは，避難者の誘導，輸送等を行い，避難を援助する。</td></tr><tr><td>遭難者等の捜索救助</td><td>・行方不明者，負傷者等が発生した場合は，通常，他の救援活動に優先して，捜索救助を行う。</td></tr><tr><td>水防活動</td><td>・堤防，護岸等の決壊に対しては，土のう作成，運搬，積込み等の水防活動を行う。</td></tr></table></td><td>国計画の変更に伴う修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>ページ
（改定案）</th><th>章</th><th>節</th><th>新（改定計画案の記載文）</th><th>旧（現行計画の記載文）</th><th>備考・修正理由</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>消防活動</td><td>火災に対しては，利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって，消防機関に協力して消火に当たるが，消火薬剤等は，通常県又は市町村等が提供するものを使用する。</td></tr>
<tr><td>道路又は水路等の交通路上の障害物の除去</td><td>道路若しくは水路が損壊し，又は障害物がある場合は，それらの啓開，又は除去に当たる。</td></tr>
<tr><td>応急医療，救護及び防疫</td><td>被災者に対し，応急医療，救護及び防疫を行うが，薬剤等は，通常，県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。</td></tr>
<tr><td>人員及び物資の緊急輸送</td><td>救急患者，医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は，特に緊急を要すると認められるものについて行う。</td></tr>
<tr><td>給食，給水及び入浴支援</td><td>被災者に対し，給食，給水及び入浴支援を実施する。</td></tr>
<tr><td>物資の無償貸付又は譲与</td><td>「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき，被災者に対し生活必需品等を無償貸与，または救じゅつ品を譲与する。</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td>危険物の保安及び除去</td><td>能力上可能なものについて，火薬類，爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>その他の臨機の必要に対し，自衛隊の能力で対処可能なものについては，所要の措置をとる。</td></tr>
</table>
※　防衛省防災業務計画による。
</td><td>
<table>
<tr><td>消防活動</td><td>・火災に対しては，利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって，消防機関に協力して消火に当たるが，消火薬剤等は，通常県又は市町村等が提供するものを使用する。</td></tr>
<tr><td>道路又は水路等の交通路上の障害物の除去</td><td>・道路若しくは水路が損壊し，又は障害物がある場合は，それらの啓開，又は除去に当たる。</td></tr>
<tr><td>応急医療，救護及び防疫</td><td>・被災者に対し，応急医療，救護及び防疫を行うが，薬剤等は，通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。</td></tr>
<tr><td>人員及び物資の緊急輸送</td><td>・救急患者，医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は，特に緊急を要すると認められるものについて行う。</td></tr>
<tr><td>炊飯及び給水の支援</td><td>・被災者に対し，炊飯及び給水を実施する。</td></tr>
<tr><td>救援物資の無償貸付又は譲与</td><td>・「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき，被災者に対し生活必需品等を無償貸与又は譲与する。</td></tr>
<tr><td>交通規制の支援</td><td>・車両の交通が輻そうする地点における車両を対象</td></tr>
<tr><td>危険物の保安及び除去</td><td>・能力上可能なものについて，火薬類，爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</td></tr>
<tr><td>予防措置</td><td>・災害を未然に防止するため緊急を要し，かつ他に適当な手段がない場合</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>・その他の臨機の必要に対し，自衛隊の能力で対処可能なものについては，所要の措置をと</td></tr>
</table>
※　防衛省防災業務計画による。
</td><td></td></tr>
<tr><td>46</td><td>19 ページ</td><td>第５章
応援団体別の
受援体制</td><td>第３節
自衛隊</td><td>(2)　活動拠点の確保及びヘリコプター臨時離着場等使用の通報
本部長は，派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点，ヘリコプター臨時離着場及び宿舎等必要な設備について，関係機関等と協議のうえ，使用調整を実施し部隊に通報する。
なお，活動拠点の確保にあたっては，施設土地等の使用に関して管理者の了解を得ると共に，関係機関との連絡調整を実施する。</td><td>イ　活動拠点の確保及びヘリポート等使用の通報
本部長は，派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点，ヘリポート及び宿舎等必要な設備について，関係機関等と協議のうえ，使用調整を実施し部隊に通報する。
なお，活動拠点の確保にあたっては，施設土地等の使用に関して管理者の了解を得ると共に，関係機関との連絡調整を実施する。</td><td>用語の修正</td></tr>
<tr><td>47</td><td>20 ページ</td><td>第５章
応援団体別の
受援体制</td><td>第３節
自衛隊</td><td>イ　ヘリコプター臨時離着場一覧
第６章第３節２　ヘリコプター臨時離着場一覧を参照</td><td>エ　ヘリポート一覧
第５章第４節５(2)　ヘリポート一覧を参照</td><td>用語の修正</td></tr>
<tr><td>48</td><td>20 ページ</td><td>第５章
応援団体別の
受援体制</td><td>第３節
自衛隊</td><td>(6)　派遣部隊受け入れ
本部長は，知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたとき又は自衛隊が自主派遣されたとき</td><td>(6)　派遣部隊受け入れ
本部長は，知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたとき又は自衛隊が自主派遣されたとき</td><td>用語の修正</td></tr>
</table>

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
				は，部隊を受け入れる。その後，派遣部隊の到着後，県へ受入れた旨を報告する。	は，部隊を受け入れる。その後，派遣部隊の到着後，千葉県（危機管理課）へ受入れた旨を報告する。	
49	20 ページ	第５章 応援団体別の受援体制	第４節 医療機関	医療機関からの応援の受入れは，柏市救護本部（以下「救護本部」という。）が一括して行い，救護本部に配置される地域災害医療コーディネーターの助言・指導のもと，被災の程度に応じて配置先等を決定する。救護本部が設置されていない場合は，健康医療部がその機能を担い，必要に応じて総務部と連携する。	医療機関からの応援の受入れは，柏市救護本部（以下「救護本部」という。）が一括して行い，救護本部に配置される地域災害医療コーディネーターの助言・指導のもと，被災の程度に応じて配置先等を決定する。	体制の明確化による修正
50	20 ページ	第５章 応援団体別の受援体制	第４節 医療機関	１　応援要請 （1）柏市医師会等への要請 救護本部は，必要に応じて，柏市医師会または個別会員医師等に対して，災害現場や救護現場，人員が不足する災害拠点病院等への出動に加え，トリアージ・治療等，各種医療救護活動の応援を要請する。 （2）千葉県災害医療本部・DMAT への要請 救護本部は，必要に応じて，千葉県災害医療本部へ医療救護班の派遣要請を行い，DMAT 活動拠点本部へ DMAT の派遣を要請する。	（1）　応援要請 ア　柏市医師会等への要請 救護本部は，必要に応じて，柏市医師会等の関係団体に医療救護班の出動を要請するほか，千葉県及び他の市町村等に医療救護班の派遣，その他の応援を要請する等，必要な措置を講じる。 イ　千葉県災害医療本部及び合同救護本部・ＤＭＡＴ（※３）への要請 救護本部は，必要に応じて，千葉県災害医療本部及び合同救護本部へ医療救護班及びＤＭＡＴの派遣を要請する。	活動内容の見直しによる修正
51	20 ページ	第５章 応援団体別の受援体制	第４節 医療機関	２　応援受入れ 千葉県内外からの医療チーム等の受け入れや派遣先の調整は，救護本部が窓口となり，千葉県災害医療本部と密接に連携して行う。また，救護本部は，応援に駆け付けた医療チーム等が円滑かつ効果的に活動できるよう，以下の受入環境の整備に努める。 （1）調整機関との連携（DMAT 等の受入れ） DMAT の受け入れや活動調整については，千葉県災害医療本部内に設置される「DMAT 調整本部」及び災害拠点病院等に設置される「DMAT 活動拠点本部」と情報共有を図り，適切な連携体制を構築する。 （2）参集場所・活動拠点の確保 救護本部は，地域災害医療コーディネーターの助言のもと，応援医療チームの参集場所を指定するとともに，医療救護所となる施設等の活動拠点を確保する。	（2）　応援受入れ 千葉県内外からの医療チーム等の受入れや派遣先の調整は，救護本部と千葉県災害医療本部及び合同救護本部（ただし，ＤＭＡＴについてはＤＭＡＴ調整本部（※４））が行う。 （新設）	活動内容の見直しによる修正

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
				（3）医薬品・資機材等の確保体制 医療救護活動に必要な医薬品や資機材等が不足した場合は，救護本部を通じて，千葉県災害医療本部，柏市薬剤師会，医薬品等卸売業者等に協力を要請し，活動現場への円滑な供給・補給を図る。 （削除）	※１　災害時の医療救護活動を推進するため，保健福祉部長を長として，本庁３Ｆ（３０２会議室）に設置される。 ※２　災害医療及び市内の医療の実情に精通した医師の中から市長が委嘱し，医療救護班の編成・派遣，傷病者の搬送及び受入れの調整に関することなどについて助言・指導を行う。 ※３　Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって略して DMAT と呼ばれており，医師・看護師・業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され，大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に，急性期（概ね４８時間以内）に活動できる機動性をもった医療チーム。 ※４　ＤＭＡＴの活動の指揮，消防・自衛隊等の関係機関との連絡調整などを行うために設置される。	
52	22 ページ	第６章 物的支援の受入れ	第１節 物的支援（物資供給）の概要	受援調整班（物的）は，本部長の決定を受け，食料・生活物資その他の物的支援の受入れ・管理を行うため，中央体育館，沼南体育館，公設市場のいずれかに，物資集積所を開設する。  	経済産業部（物資医療チーム）は，本部長の決定を受け，食料・生活物資その他の物的支援の受入れ・管理を行うため，中央体育館，沼南体育館，青少年センター，公設市場のいずれかに，物資集積所を開設する。 	• 受援体制の見直しによる修正 • 施設閉所による修正

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
53	23 ページ	第６章 物的支援の受入れ	第２節 物的支援の確保	1　市備蓄品の活用 発災直後は，住民は自ら備蓄した食料・物資により生活するのを前提とするが，災害規模や被災状況等により，避難所等に避難した住民に対して，各避難所に備蓄されている食料等の配布を行う。初動以降，受援調整班（物的）は食料等を搬送する手配を行う。	1　市備蓄品の活用 発災直後は，住民は自ら備蓄した食料・物資により生活するのを前提とするが，災害規模や被災状況等により，避難所等に避難した住民に対して，各避難所に備蓄されている食料等の配布を行う。初動以降，経済産業部（物資医療チーム）は食料等を搬送する手配を行う。	受援体制の見直しによる修正
54	23 ページ	第６章 物的支援の受入れ	第２節 物的支援の確保	2　協定等に基づく調達 受援調整班（物的）は，災害協定を締結している企業や団体からの物資提供及び発注による調達を行う。災害規模や被災状況等により，物資が不足する場合は，状況により，受援調整班（物的）は，災害協定未締結の民間事業者から物資の調達を行う場合がある。 【参考】柏市地域防災計画資料編　資料 18　災害時に関する各種協定締結一覧表	2　協定等に基づく調達 経済産業部（物資医療チーム）は災害協定を締結している企業や団体からの物資提供及び発注による調達を行う。災害規模や被災状況等により，物資が不足する場合は，状況により，経済産業部（物資医療チーム）は災害協定未締結の民間事業者からの物資の調達を行う場合がある。	受援体制の見直しによる修正
55	23 ページ	第６章 物的支援の受入れ	第２節 物的支援の確保	3　千葉県及び他自治体等からの支援 受援調整班（物的）は，千葉県及び応援協定締結自治体等に必要物資の提供を要請し，調達する。	3　千葉県及び他自治体等からの支援 千葉県及び応援協定締結自治体等に必要物資提供の要請をし，調達する。	受援体制の見直しによる修正
56	23 ページ	第６章 物的支援の受入れ	第２節 物的支援の確保	5　物資の集積場所 災害発生時における救援物資の迅速かつ確実な供給を図るため，物資の受入・保管・仕分け・配送を担う拠点（物資集積所）をあらかじめ確保する。また，陸上自衛隊等の大型輸送ヘリコプターに対応可能な拠点をはじめ，空路輸送を担う臨時離着陸場（ヘリポート）を指定・管理し，広域的な支援物資受入体制を整備する。	5　物資の集積場所 地域防災計画では，災害発生時に，調達した物資等や他県市町村からの救援物資を受け入れ・保管し，さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うための物資集積所（候補施設）として，４か所を定めており，物資用として使用可能なヘリポート（臨時離着陸場）を９ケ所定めている。このなかで，大堀川レクリエーション公園ヘリポートのみ，大型輸送ヘリコプター（陸上自衛隊）の離着陸が可能である。	柔軟性を確保するための修正
57	23 ページ	第６章 物的支援の受入れ	第２節 物的支援の確保	6　民間リソースを活用した物流マネジメント 物資集積所から各避難所等へのラストワンマイルの物資配送が滞留することを防ぐため，民間物流事業者等との連携を強化し，必要に応じて民間の物流に関する専門家の受入れ（物流マネジメント支援）を行う。	（新設）	国のガイドラインを踏まえた修正
58	24 ページ	第６章 物的支援の受入れ	第３節 想定される物的支援	区　分：水・食料 細　部　項　目：□食料（おにぎり，パン）　□飲料水 □アレルギー対応食料	区　分：水・食料 細　部　項　目：□食料（おにぎり，パン）　□飲料水 □アレルギー対応食料	物資分類等の見直しによる修正

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
				生活用品：□毛布，寝具（ウェットティッシュ） □ティッシュ □食器，はし □カイロ □洋服，下着，タオル □生理用品 □石けん，歯ブラシ □生活雑貨 □仮設トイレ，簡易トイレ □投光器，発電機，冷暖房器具 □ビニール袋 □コードリール □段ボールベット，簡易ベッド □間仕切り用資材，簡易テント □エアベッド 高齢者・障害者・乳幼児用品：□乳幼児・高齢者用食料 □粉ミルク，ほ乳瓶 □紙おむつ	生活用品：□毛布，寝具（ウェットティッシュ） □ティッシュ □食器，はし □カイロ □洋服，下着 □生理用品 □石けん，歯ブラシ □タオル，洋服，生活雑貨 □仮設トイレ，簡易トイレ □投光器，発電機，暖房器具 □ビニール袋 □コードリール □段ボールベット，簡易ベッド □間仕切り用資材，簡易テント 高齢者・障害者・乳幼児用品：□乳幼児・高齢者用食料 □粉ミルク，ほ乳瓶 □紙おむつ	
59	24 ページ	第６章 物的支援の受入れ	第３節 想定される物的支援	1　物資の地域内輸送拠点候補施設 1 中央体育館 柏下 73 2 沼南体育館 藤ケ谷 1908-1 3 公設総合地方卸売市場　※避難所対応不可 若柴 69-1	(1)　物資集積所（候補施設） ア　【柏市中央体育館】 イ　【柏市沼南体育館】 ウ　【柏市公設市場】 エ　【柏市青少年センター】	• 施設閉所による修正 • 用語の修正
60	25 ページ	第６章 物的支援の受入れ	第４節 物的支援の受入れ手順	1　必要物資の把握と不足する物資支援要請 受援調整班（物的）は，受援担当者や各避難所等からの必要物資の情報を取りまとめ，ニーズを把握する。 本市の備蓄物資の供給量を勘案し，千葉県を始めとした外部に支援を要請する物資の種類や量を把握し，取りまとめる。 2　物的支援の要請 物的支援の要請は，上記の結果に基づき，本部長が方針決定し，方針に基づく要請を受援調整班（物的）が行う。	1　必要物資の把握と不足する物資支援要請 経済産業部（物資医療チーム）は，各部局（応援受援窓口），本部事務局（情報統制班），各避難所等からの必要物資の情報を取りまとめ，ニーズを把握する。 本市の備蓄物資の供給を含めた上で千葉県を始めとした外部に物的支援を要請する物資を把握し，取りまとめる。 2　物的支援の要請 物的支援の要請についても，上記の結果に基づき，災害対策本部会議において本部長が決定し，初動要請は災害対策本部事務局が行う。	• 受援体制の見直しによる修正 • 用語の修正
61	26 ページ	第７章 災害ボランティアの受入れ	第１節 柏市災害ボランティアセンターの開設	1　基本的な考え方 大規模災害発生後，市は，把握している市内の被災状況，交通・ライフラインの状況，各関係団体の活動状況等，柏市災害ボランティアセンター開設の有無に必要な情報を収集するとともに，速やかに柏市社会福祉協議会に柏市災害ボランティアセンター開設に関しての情報提供を行う。また，必要に応じ，柏市社会福祉協議会が開設・運営する柏市災害ボランティアセンターを支援する。 加えて，市は，ボランティア希望者からの問い合わせ相談に対応し，柏市災害ボランティアセ	1　基本的な考え方 大規模災害発生後，必要に応じ，保健福祉部は，柏市社会福祉協議会と連携し，柏市災害ボランティアセンターを開設・運営することとされている。 また，避難所チーム，災害復旧チーム及び物資医療チームは，災害対策本部が把握している市内の被災状況，交通・ライフラインの状況，各関係団体の活動状況等，柏市災害ボランティアセンター開設の有無に必要な情報を収集するとともに，速やかに柏市社会福祉協議会に柏市災	市体制の変更及び用語の修正

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
				ンター開設に関する情報発信及び提供に努めるものとする。	害ボランティアセンター開設に関しての情報提供を行う。 また，避難所チーム，災害復旧チーム及び庁内全体の応援受援窓口は相互に協力し，ボランティア希望者からの問い合わせ相談，柏市災害ボランティアセンター開設に関する情報発信，提供に努めるものとする。	
62	26 ページ	第 7 章 災害ボランティアの受入れ	第 2 節 ボランティア等の受入れ	2　専門ボランティアの受入れ （専門ボランティア関係機関等から応援の申出があった場合，受援調整班（人的）が取りまとめ，専門ボランティアの応援が必要な関係各部と連絡調整を行い，応援が必要な各部が受け入れる。） 3　NPO 等の民間団体による被災者支援 4　情報共有会議の実施 被災者支援には行政，社会福祉協議会，NPO 等の民間団体との連携が不可欠なため，多様な支援団体と行政との調整を専門とする中間支援組織（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等）からの支援を積極的に受け入れる。その上で，必要に応じ，活動内容の共有，被災地・被災者の課題共有等を目的とした情報共有会議を実施し，被災者支援の抜け漏れや重複を防ぎながら協力して被災者支援を行う。	2　専門ボランティアの受入れ 専門ボランティア関係機関等から応援の申出があった場合，庁内全体の応援受援窓口が取りまとめ，専門ボランティアの応援が必要な関係各部と連絡調整を行い，応援が必要な各部が受け入れる。） 3　ＮＰＯ等の民間団体の被災者支援 4　情報共有会議の実施 必要に応じ，活動内容の共有，被災地・被災者の課題共有等を目的とした情報共有会議を実施し，協力して被災者支援を行う。	受援体制の見直しによる修正
63	28 ページ	第 8 章 受援力向上に向けた長期的な取り組み	第 1 節 受援計画の見直し	受援計画は，PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを活用して，国の新しい制度や知見等の情勢の変化に伴う時点修正も含め，計画を絶対視することなく常に見直していく。その習熟のために，各部局等において受援対象業務の内容を，研修・訓練等を通じて周知し，理解を深めていくものとする。	受援計画は，PDCA（Plan－Do－Check－Action）サイクルを活用して，国の新しい制度や知見等の情勢の変化に伴う時点修正も含め，計画を絶対視することなく常に見直していく。その習熟のために，各部局等において作成しているマニュアル等に受援対象業務の内容を反映させ，研修・訓練等を通じて内容を周知し，理解を深めていくものとする。	用語の修正
64	28 ページ	第 8 章 受援力向上に向けた長期的な取り組み	第 2 節 民間事業者との協力関係づくり	大規模災害時には，行政だけの力では到底全ての被災者ニーズに対応することはできない。また，民間事業者等は，専門的な対応力や機動力，被災者のきめ細かいニーズに対応できる等の利点がある。民間事業者等の力を最大限活用し，行政と民間事業者等が相互に得意分野を生かして役割分担することが効率的である。	大規模災害時には，行政だけの力では到底全てに対応することはできない。また，民間事業者等は，専門的な対応力や機動力，被災者のきめ細かいニーズに対応できる等の利点がある。民間事業者等の力を最大限活用し，行政と民間事業者等が相互に得意分野を生かして役割分担することが効率的である。	用語の修正

No.	ページ（改定案）	章	節	新（改定計画案の記載文）	旧（現行計画の記載文）	備考・修正理由
				また，大規模災害時において，円滑に支援を受けられるように，日頃から協力関係を構築するよう努める。	また，大規模災害時において，円滑に支援を受けられるように，日頃から協力関係を構築するよう努める。	

※　その他，誤字脱字の修正や用語の統一等は記載を省略しております。